

京都府では条例の規定により、保護者は6歳未満の幼児を自転車に同乗させる際、乗車用ヘルメットを着用させなければなりません。

子どもは大人に比べて頭が重く、転倒した際、頭部にケガをしやすい傾向があります。

子どもを自転車に乗せるときは、必ずヘルメットを着用させましょう！

また、ヘルメットを選ぶ際は、子どものサイズに合ったものを選び、正しく着用することが重要です。眉毛のすぐ上まで深くかぶらせ、あごひもをしっかりと締めましょう。

子どもの安全を守るのは、保護者の皆さんのがんばりです！

お子様以外の方もヘルメットをかぶる習慣を！

京都府府民環境部

安心・安全まちづくり推進課

TEL:075-414-4367